# 防犯意識について

昨今，新聞等で多数の犯罪被害が報道されています。その一例として，「人気の少ない夜間等の時間帯に女性のアパートの玄関前で不審人物に待ち伏せをされ被害に遭う。」，「夜間，女性一人でコンビニエンスストアに立ち寄ってから帰宅したとき，一人暮らしと思われ後をつけられ被害に遭う。」などが挙げられます。**被害を防ぐには，何よりも各自の防犯意識の向上が被害を未然に防ぐ決め手となります。**

**「私は，被害に遭っていないから大丈夫」**などと思わず，**普段から防犯意識を忘れず**に次のことに十分注意を払いましょう。万が一被害にあった場合には最寄りの警察署，国民生活センター（https://www.kokusen.go.jp）又は学生課へ相談してください。

**☆犯罪から身を守る。**

・夜間，遅い時間帯には出歩かない。
・危険な場所を避ける。
・家にいるときも，戸締りや見知らぬ訪問者には用心する。
・玄関を出入りするときやエレベーターに乗るときも，不審な人物がいないか必ず確認する。
・見知らぬ人から声をかけられても相手にしない。そして，防犯ブザーなどの護身グッズを持つ等の自衛手段も忘れない。

**☆だましのテクニックには十分注意する。**

ウマい話にはウラがある！
金を奪い取るための手口に乗るな！

悪質商法の主な手口とその対策

うまい話には乗らないことが悪質商法対策の第一歩

| **キャッチセールス** | **資格商法** | **マルチ商法・マルチまがい商法** |
|---|---|---|
| 街頭で目星をつけた人に「簡単なアンケートをお願いします。」などと声をかけ，喫茶店などに連れ込んで商品の契約を結ぶ商法。脅迫まがいのことをしてきたり，法律を知らない未成年を狙ってくることも多いようです。 | 「講座を受ければ国家試験が免除になる」などをうたい文句に，資格取得の講座を高い価格で契約させます。契約取り消しに応じなかったり，公的な団体と混同するような紛らわしい名称を使うことも多いようです。 | 商品を購入して，自分でまた商品の買い手を探し，買い手が増えるごとにマージンが入り，利益が得られるという商法。売れない商品を抱え込む事が多く，知人に被害を遭わせてしまう恐れもあります。 |

対策として，**ハッキリと断る**ことが大事です。

「結構です。」等のあいまいな態度は付け入られる要因になります。

「いらない」という意思表示を明確に示すべきです。

**万が一，これらの悪質商法と契約してしまった場合は，クーリング・オフを行使しましょう。**

**クーリング・オフ仕組み　不本意な契約をしてしまったらクーリング・オフ**

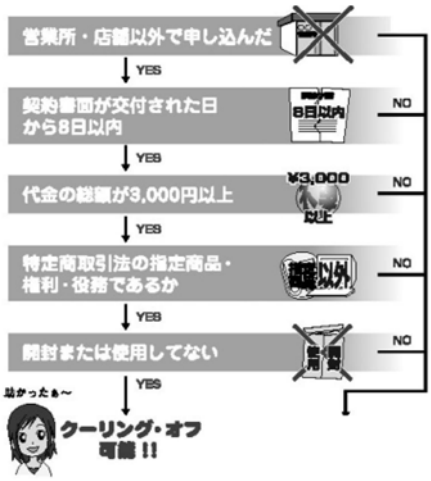


一定期間内に考え直した結果「契約を解除したい」旨を伝えた場合，一切の経済的負担を負うことなく消費者が無条件で契約を解除することが出来るという制度です。契約書面の契約交付の日付から 8 日以内等と，期間が決まっていますので，行使する場合は契約交付の日付を確認して，早めに行使しましょう。（マルチ商法は 20 日以内，現物まがい商法は 14 日以内）行使した場合，損害賠償金や違約金を払う義務は全くありません。また，商品を受け取っている時は販売業者の負担で引き取りを請求できます。手続きは必ず書面にて相手方に通知しましょう。（はがきの両面をコピーして，郵便局の窓口で「内容証明郵便（配達証明付き）」で通知）また，クレジット会社にも同じ内容で通知します。書面は発進した時点で成立することとなり，例え，書面が業者に届くのが 9 日目以降であっても，８日以内の消印であれば有効です。

被害に遭ってしまったがどうしていいのかわからない…
そんな時は！！

突然被害に遭うと混乱してしまって冷静な判断は困難。そんな時はまず国民生活センターや地方自治体に設置されている消費生活センターに相談してみましょう。

## 消費者ホットライン

消費者ホットラインとは「誰もがアクセスしやすい相談窓口」として開設されたもので，市区町村の消費生活センター相談窓口，もしくは都道府県の消費生活センターをご案内します。

☎局番なし 188　※IP 電話など一部の電話からは繋がりません。

消費生活センターについてはコチラ
https://www.kokusen.go.jp/map/
都道府県・地域別の消費生活センターの連絡先や相談対応時間などが確認出来ます。

**☆麻薬，覚せい剤，大麻，MDMA，違法ドラッグなどの薬物は絶対に使用しない。**

芸能人，スポーツ選手や大学生などの麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物乱用が増えています。薬物乱用は，脳が侵されるなど体や生命に害を与えるだけでなく，殺人などの犯罪を引き起こす要因になることもあります。

誘惑に負けない強い意志を持ち，絶対に使用してはいけません。

**〈麻薬・覚せい剤乱用防止センター〉**

℡03-5544-8436

https://www.dapc.or.jp/

全国各県の警察及び精神保健福祉センターが相談窓口になっています。詳しくは薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ」ホームページの「相談窓口一覧」をご覧ください。

https://www.dapc.or.jp/kiso/51_consultation_desks.html

**☆ひったくりには十分注意する。**

自分に限って…と思わない！

アナタが狙われている！

自分自身の事前の備えが盗難対策の第一歩！！今，アナタはどちらにあてはまる？

**ひったくりに遭わないために**

**徒歩の場合**

バッグ等の所持品は車道側（自動車やオートバイなどが通る側）に持たず，建物側・壁側に持ち，胸にしっかり抱え，タスキ掛けにするなど持ち方を工夫しましょう。
歩きながらの携帯メールなどは，注意が散漫になりますので控えた方がよいでしょう。
ひったくり犯は，強引に奪ったあと逃走しやすいためにバイク（原動付自転車等）を使用するケースが多い。車道側に持っていたら，相手に差し出すようなもの。持ち手を変えるなどの一工夫を。

**自転車の場合**

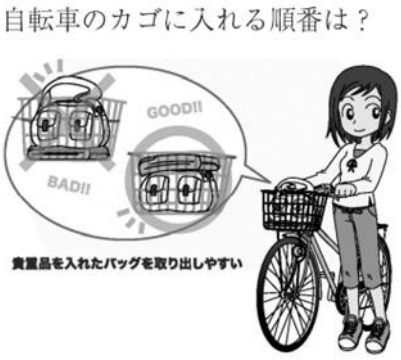


オートバイ・自転車で追い越しざまにひったくるケースがほとんどなので，バッグなど，かごに入れる順番を一工夫するだけで予防になります。ひったくり犯は通り過ぎた後，再度近づいて犯行に及ぶ場合もあるので気を抜かず，警戒しましょう。
☆カゴを覆いかぶせるような防犯ネットは，ひったくり対策の有効な手段です。

ひったくり被害に遭ったら

●大声を上げて周囲に知らせる。
●早急に 110 番し，犯人の特徴をできる限り伝える。
※　車種・色・ナンバープレート，または犯人の特徴（服装など）や逃げた方向

ストーカー被害８つの行為類型の対策　主な対策を紹介します。

**つきまとい・待ち伏せ・押し掛け★**

・不安な時はタクシーなどを利用しましょう。

・防犯ベル・110 番が出来るように懈怠電話等を用意しましょう。

・万一の場合は，警察や近隣の人に助けを求めましょう。

**監視していると告げる行為★**

・状況や内容をメモして警察に届けましょう。

・すりガラスでもカーテンをつけ出来るだけ閉めましょう。

**面会・交際の要求★**

・はっきりと拒否の姿勢を示しましょう。

**乱暴な言動★**

・危険を感じた時は，防犯ブザーや携帯電話で助けを求めましょう。

**無言電話・連絡した電話・FAX**

・「警察に訴えます」とはっきり伝えましょう。

・電話会社に相談しましょう。（さまざま対応策を教えてくれます。）

**汚物などの送付**

・届いた時間と内容などはメモを取りましょう。

・送り主の不明な届け物などは受け取りを拒否し，開封せずに送り返しましょう。

**名誉を傷つける**

・状況を記録し，中傷ビラやインターネット文書などはすべて保存しましょう。

**性的羞恥心の侵害**

・インターネットなどへの個人情報の掲載は控えましょう（住所や電話番号はもちろん，メールアドレスも）。

・送りつけられた物（わいせつ写真など）は警察に届け相談しましょう。

**ストーカー規制法とは**

上記８つのうち，ストーカー規制法による規制法の対象となるものは，★験のつの行為で，“身体の安全，住居などの平穏もしくは名誉が侵害される，または行動の自由が著しく害される可能性があり，かつ不安をおぼえさせる方法をもって行われた”場合に限定されます。

## ◆　情報セキュリティって？

情報セキュリティとは，「パソコンやスマートフォン自身やそこにある様々な情報を守ることによって，その情報がだれかに勝手に使われてしまったり，その情報がだれかに勝手に変更されてしまうことを無くすとともに，あなたがその情報を利用したい時に

利用できるようにすること」です。
　パソコンやスマートフォンは生活を快適で便利にすることができます。ところが，ちょっとした不注意で，あなた自身やあなたのお友達などが辛い思いをすることがあります。そのような思いをしないよう，便利で快適に楽しく使うための取り組みをいっしょに行いましょう。

出典：内閣サーバーセキュリティセンター「インターネットの安全・安心ハンドブック」https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/handbook.html

☆電子版のアプリを無料でダウンロードして閲覧できます。

（参考）情報セキュリティ　10 大脅威 2024【個人】

| 「個人」向け脅威（五十音順） | 初選出年 | 10大脅威での取り扱い（2016年以降） |
|---|---|---|
| インターネット上のサービスからの個人情報の窃取 | 2016年 | 5年連続8回目 |
| インターネット上のサービスへの不正ログイン | 2016年 | 9年連続9回目 |
| クレジットカード情報の不正利用 | 2016年 | 9年連続9回目 |
| スマホ決済の不正利用 | 2020年 | 5年連続5回目 |
| 偽警告によるインターネット詐欺 | 2020年 | 5年連続5回目 |
| ネット上の誹謗・中傷・デマ | 2016年 | 9年連続9回目 |
| フィッシングによる個人情報等の詐取 | 2019年 | 6年連続6回目 |
| 不正アプリによるスマートフォン利用者への被害 | 2016年 | 9年連続9回目 |
| メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求 | 2019年 | 6年連続6回目 |
| ワンクリック請求等の不当請求による金銭被害 | 2016年 | 2年連続4回目 |

（参考）情報セキュリティ　10 大脅威 2024【組織】

| 順位 | 「組織」向け脅威 | 初選出年 | 10大脅威での取り扱い（2016年以降） |
|---|---|---|---|
| 1 | ランサムウェアによる被害 | 2016年 | 9年連続9回目 |
| 2 | サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃 | 2019年 | 6年連続6回目 |
| 3 | 内部不正による情報漏えい等の被害 | 2016年 | 9年連続9回目 |
| 4 | 標的型攻撃による機密情報の窃取 | 2016年 | 9年連続9回目 |
| 5 | 修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃） | 2022年 | 3年連続3回目 |
| 6 | 不注意による情報漏えい等の被害 | 2016年 | 6年連続7回目 |
| 7 | 脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加 | 2016年 | 4年連続7回目 |
| 8 | ビジネスメール詐欺による金銭被害 | 2018年 | 7年連続7回目 |
| 9 | テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃 | 2021年 | 4年連続4回目 |
| 10 | 犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス） | 2017年 | 2年連続4回目 |

出典：情報処理推進機構「情報セキュリティ 10 大脅威 2024」
https://www.ipa.go.jp/security/10threats/nq6ept000000g22h-att/kaisetsu_2024.pdf

## ◆　依存症

一般的にニコチン，アルコール，薬物，ギャンブル等，ゲームなどを「やめたくてもやめられない」状態のことを「依存症」といいますが，医学的には「嗜癖（しへき）」という用語を使います。

「嗜癖」の対象は，ニコチン，アルコール，薬物などの特定の「物質」の接種と，ギャンブル等の「行動」に分けられます。その対象が「物質」の摂取の場合は「物質依存」といい，対象が「行動」の場合は「行動嗜癖」といいます。

## ◆　行動嗜癖が及ぼす影響

行動嗜癖は日常生活に大きく悪影響を及ぼします。

ギャンブルやゲームなどの嗜癖行動にのめり込むと，生活の中での優先順位が変わってしまいます。対象となる行動が最優先され，食事，睡眠などの時間が削られ，本人の体や心に悪影響を及ぼします。さらに，学校を休みがちになり，ひきこもりになることもあります。また，対象となる行動を継続するために嘘をついたり，家族とのコミュニケーションをとらなくなったりして，人間関係が悪化していきます。

## ◆　ゲーム障害

国際疾病分類 ICD-11 では，「ゲーム障害」が「物質及び嗜癖行動による障害」に位置付けられました。従来のパソコンを利用したオンラインゲームに加えて，最近ではスマートフォンや携帯ゲーム機等を利用してゲームをする人が増えています。これらは，いつでも，どこでもゲームを行うことができるため，ゲームへののめり込みが社会的に問題になっています。

ゲーム障害の定義（ICD-11）

Definifion of gaming disorder（ICD-11）

臨床的特徴

●ゲームのコントロールができない。

●他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを選ぶほどゲームを優先。

●問題が起きているがゲームを続ける，または，より多くゲームをする。

重症度

ゲーム行動パターンは重症で，個人，家族，社会，教育，職業や他の重要な機能分野において著しい障害を引き起こしている。

期間

上記 4 項目が，12 カ月以上続く場合に診断する。しかし，4 症状が存在し，しかも重症である場合には，それより短くとも診断可能。

出典：文部科学省，ギャンブル等依存症指導参考資料について

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1415166.htm